

## 令和2年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度新座市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

歳入 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	1,736,307千円
歳出 社会保障施策経費	26,294,194千円

（単位 千円）

事業名		決算額	うち一般財源
社会福祉	社会福祉事業	217,088	117,097
	障がい者福祉事業	4,108,302	1,618,614
	老人福祉事業	2,394,648	2,090,759
	児童福祉事業	10,803,130	4,127,224
	生活保護事業	4,862,012	1,177,350
小計		22,385,180	9,131,044
社会保険	国民年金事業	10,262	394
	国民健康保険事業	1,284,755	893,617
	介護保険事業	1,648,935	1,519,205
小計		2,943,952	2,413,216
保健衛生	保健衛生事業	87,188	86,452
	予防事業	711,553	648,205
	母子保健事業	165,126	142,801
	診療所事業	1,195	949
小計		965,062	878,407
合計		26,294,194	12,422,667